3～6	［略］	［略］	［略］
7	コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを営業する事業）	［略］	［略］
8	ホテル業（旅館業法においてホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等２人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業）	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量（単位　ギガジュール）を①から⑦の合計量（単位　ギガジュール）にて除した値を、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①　宿泊・共用部門の面積（単位　平方メートル）に2.238を乗じた値 ②　食堂・宴会場の面積（単位　平方メートル）に6.060を乗じた値 ③　屋内駐車場の面積（単位　平方メートル）に0.831を乗じた値 ④　収容人数（単位　人）に－48.241を乗じた値 ⑤　従業員数（単位　人）に32.745を乗じた値 ⑥　年間の宿泊客数（単位　人）に0.152を乗じた値 ⑦　年間の飲食・宴会利用客数（単位　人）に0.030を乗じた値	［略］
9	百貨店業（商業統計で掲げる業態分類表における百貨店を営業する事業）	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量(単位　キロリットル)を①と②の合計量（単位　キロリットル）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	［略］

3～6	［略］	［略］	［略］
7	コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストア）	［略］	［略］
8	ホテル業 （旅館業法においてホテル営業を行うものとしてとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等２人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業）	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量（単位　ギガジュール）を①から⑦の合計量（単位　ギガジュール）にて除した値を、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①宿泊・共用部門の面積（単位　平方メートル）に2.238を乗じた値 ②食堂・宴会場の面積（単位　平方メートル）に6.060を乗じた値 ③屋内駐車場の面積（単位　平方メートル）に0.831を乗じた値 ④収容人数（単位　人）に－48.241を乗じた値 ⑤従業員数（単位　人）に32.745を乗じた値 ⑥年間の宿泊客数（単位　人）に0.152を乗じた値 ⑦年間の飲食・宴会利用客数（単位　人）に0.030を乗じた値	［略］
9	百貨店業 （商業統計で掲げる業態分類表における百貨店業）	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量(単位　キロリットル)を①と②の合計量（単位　キロリットル）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	［略］